

＝製造方法発明について公知公用による新規性欠如等が 争われた事例＝ (立毛シートの製造方法事件)

知財高判令和6年3月27日（令和5年（行ケ）第10034号）
審決取消請求事件

知的財産権法研究会
弁護士・弁理士 中田 健一

第1 事案の概要

1 本件は、「立毛シートの製造方法」に係る特許について、公知公用による新規性欠如、冒認出願等による無効理由の存否が問題となり、特許庁の請求不成立審決が審決取消訴訟で取り消された事案である。

なお、本件では、後記のとおり、文献公知発明に基づく進歩性欠如、サポート要件違反の無効理由も審決取消訴訟において取消事由として主張されたが、本稿では、公知公用による新規性欠如についての審理を中心に紹介し、冒認出願については概要の紹介に留め、進歩性欠如、サポート要件違反については取り扱わない。

また、以下の記載において、下線はすべて筆者によるものである。

2 本件特許権の概要は以下のとおりである。

- ・特許番号：特許第6304634号
- ・出願日：平成28年12月27日
- ・登録日：平成30年3月16日
- ・発明の名称：立毛シートの製造方法

3 特許無効審判（以下、「本件無効審判という。」）の概要は以下のとおりである。

- ・審判番号：無効2020-800045号
- ・審判請求日：令和2年5月11日
- ・請求人1：X（有限会社）
請求人2：B（個人）
- ・被請求人：Y（有限会社）
- ・無効理由とそれに対する特許庁の判断：

無効理由1：特許文献2件（甲11・甲12）に基づく進歩性欠如⇒×

無効理由2：サポート要件違反⇒×

無効理由3：公知公用発明に基づく新規性、進歩性欠如⇒×

無効理由4：冒認出願ないし共同出願違反⇒×

4 審決取消訴訟（以下、「本件取消訴訟」という。）の概要は以下のとおりである。

・事件番号：令和5年（行ケ）第10034号

・原告：X

・被告：Y

・取消事由とそれに対する裁判所の判断：

取消事由1：甲11・甲12に基づく進歩性欠如についての判断の誤り ⇒判断なし

取消事由2：サポート要件違反についての判断の誤り ⇒判断なし

取消事由3：公知公用発明に基づく新規性欠如についての判断の誤り⇒○

取消事由4：冒認出願ないし共同出願違反についての判断の誤り ⇒○

5 特許発明の概要

(1) 特許請求の範囲の記載

特許請求の範囲には、下記の請求項1～4が記載されている。なお、以下では、請求項1～4に係る発明をまとめて「本件発明」、請求項1に係る発明を「本件発明1」などと表記する。

【請求項1】

熱可塑性繊維糸からなる一対の織物基布の間にパイル糸を織り込んで、ベルベット¹織組織の基材生地を製織する製織工程と、
前記パイル糸をカットして2枚の立毛シートを形成する切断工程と、
この立毛シートをスチーマーにより高温水蒸気で蒸す蒸し工程と、
前記立毛シートをヒートセッターにより形態安定化せしめるプレセット²工程と、
前記立毛シートを洗浄する精練工程と、
前記立毛シートを染料により着色する染色工程と、
脱水機により前記染料を脱水する脱水工程と、
前記立毛シートを熱風で乾燥させる乾燥工程と
を含んで構成されることを特徴とする立毛シートの製造方法。

1 ベルベット（ビロード）とは、パイル織物に該当し、その中でも表面のパイル（輪っか）をカットした「カットパイル」組織です。組織は、平織または綾織で構成される織物で、パイルは、経糸（たていと）で形成される「経パイル」にあたる。（「生地に詳しになれるマガジン」ウェブサイト <https://media.cropozaki.com/solution/velvet/>）

一般的に流通しているベルベットは二重ビロードと言う製法で製造されています。二重ビロードは二重織の一種で2枚の織物を袋状に織って切り離し、切り離された経糸がベルベットの毛羽となる製法で同時の2枚の生地が織り上がり、カットした経糸がベルベットのパイルになる。（アパレル資材ウェブサイト <https://media.cropozaki.com/solution/velvet/>）

2 プレセットとは、ナイロンやポリエステル合成繊維の織編物を染色する前に行うヒートセット（熱固定）のこと。合成繊維の織編物は、原糸、加工糸、織編などの段階で各種歪みを受けているため、この歪みを取り除き、染色時の縮みやしわ発生を防ぐために実施する。（Nissenkenウェブサイト「アパレル散歩道」 <https://nissenken.or.jp/2021/08/01/sanpomichi23/>）